

特別養護老人ホーム 上牧の郷 身体的拘束廃止に関する指針

1. 身体的拘束廃止に関する考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしないケアの実施に努めます。

(1)介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2)緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

ア. 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ. 非代替性:身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ. 一時性:身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体的拘束廃止に向けての基本方針

(1)身体的拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2)やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体的拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

(3)日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。

イ. 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

ウ. 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。

エ. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束廃止委員会において検討します。

オ. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体的拘束廃止に向けた体制

(1) 身体的拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体的拘束の廃止に向けて身体的拘束廃止委員会を設置します。

(2) 身体的拘束廃止委員会の設置目的

- ア. 施設内での身体的拘束廃止に向けての現状把握、及び改善についての検討。
- イ. 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討、及び手続き。
- ウ. 身体的拘束を実施した場合の解除の検討。
- エ. 日常ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討。
- オ. 身体的拘束廃止に関する職員全体への啓発・指導。
- カ. 身体的拘束廃止に関する指針等を見直し。

(3) 身体的拘束廃止委員会の構成員

管理者、看護職員、生活相談員、介護支援相談員、介護主任、ユニットリーダー、介護職員とします。
この委員会の責任者は、管理者とします。なお、必要に応じてその他職種職員を参加させることができる
こととします。

(4) 身体的拘束廃止委員会の開催

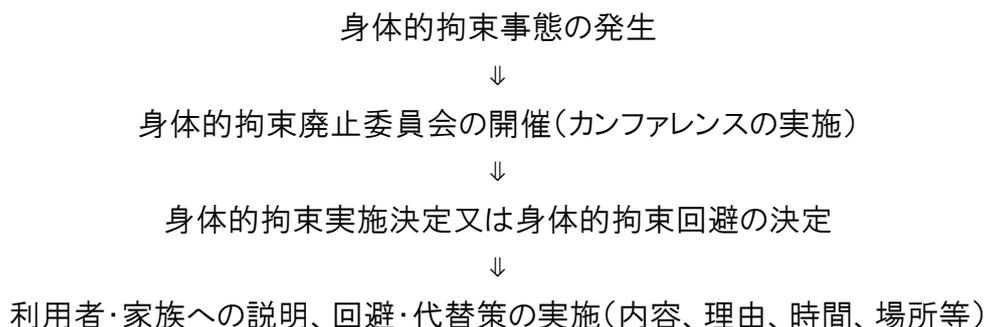
3ヶ月に1回以上開催します。ただし、必要時には随時開催することとします。

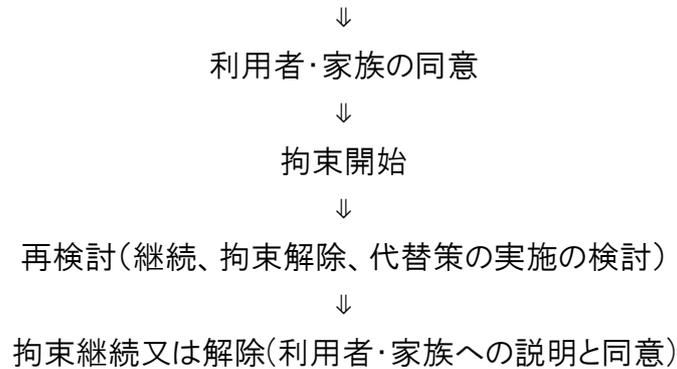
4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

(1) 介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為は以下の行為です。

- ア. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- エ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、車いすテーブルや腰ベルト、Y字型拘束帯をつける。
- キ. 立ち上がる能力の有る人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ク. 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(2) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。





ア. カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また廃止に向けた取り組み改善検討会議を早急に行い実施に努めます。

イ. 利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法について詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と確認した内容や方向性、利用者の現状などを確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

ウ. 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況ややむを得なかった理由などを記録します。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は5年間保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

エ. 拘束の解除

「ウ」の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。その場合には、家族にも報告します。

5. 身体的拘束廃止に向けた各職種役割

身体的拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(1) 管理者の役割

身体的拘束廃止委員会の総括管理
ケア現場における諸課題の総括責任

(2) 看護職員の役割

医師との連携
施設における医療行為の範囲の整備
重度化する利用者の状態観察
記録の整備

(3)生活相談員・介護支援専門員の役割

身体的拘束廃止に向けた職員教育
医療機関、家族との連絡調整
家族の意向に添ったケアの確立
施設のハード・ソフト面の充実
チームケアの確立
記録の整備

(4)介護職員の役割

拘束がもたらす弊害を正確に認識する
利用者の尊厳を理解する
利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
利用者とのコミュニケーションを充分にとる
記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体的拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

(1)定期的な教育・研修の実施

(2)新任者に対する身体的拘束廃止・改善のための研修の実施

(3)その他必要な教育・研修の実施

7. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者の家族がいつでも閲覧できるよう、ホームページに公表します。

8. 適用年月日

この指針は、平成27年5月1日(遡及)から施行します。

令和8年1月8日一部改正